

別紙第2

勸 告

本委員会は、別紙第1の報告に基づき、次の事項を実現するため、所要の措置を講ずることを勧告します。

1 改定の内容

期末手当を次のとおり改定すること。

(1) 令和2年12月期の支給割合

ア イ及びウ以外の職員（会計年度任用職員を除く。）

期末手当の支給割合を1.25月分とすること。再任用職員にあつては、同手当の支給割合を0.675月分とすること。

イ 特定幹部職員

期末手当の支給割合を1.05月分とすること。再任用職員にあつては、同手当の支給割合を0.575月分とすること。

ウ 特定任期付職員及び任期付研究員

期末手当の支給割合を1.625月分とすること。

(2) 令和3年6月期以降の支給割合

ア イ及びウ以外の職員（会計年度任用職員を除く。）

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.275月分とすること。再任用職員にあつては、6月及び12月に支給される同手当の支給割合を0.7月分とすること。

イ 特定幹部職員

期末手当の支給割合を1.075月分とすること。再任用職員にあつては、同

手当の支給割合を0.6月分とすること。

ウ 特定任期付職員及び任期付研究員

期末手当の支給割合を1.65月分とすること。

2 改定の実施時期

この改定は、令和2年12月1日から実施すること。ただし、1の(2)については、令和3年4月1日から実施すること。